北名古屋市監査公表第１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第１２項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

平成３１年1月２８日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　桂　川　将　典

３１北人第５号
平成３１年1月２１日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　桂　川　将　典　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成３０年１２月７日付け３０北監第５９号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜人事秘書課＞

１　【指摘事項】

⑴　補助事業について

友好提携都市市民交流事業補助金について、補助対象経費は友好提携都市への旅行に要する経費のうち交通費及び宿泊費と規定されているが、その他市長が必要と認める経費として補助している費用を回議書に明記していなかった。

２　【措置状況】

⑴　指摘事項については、平成３１年度から回議書に明記し、作成します。

３　【監査委員意見】

友好提携都市市民交流事業補助金について、費用の多くがその他市長が必要と認める経費として補助されているため、補助内容を精査し、要綱の見直しを検討されたい。

４　【措置状況】

今後は、補助内容を精査します。また、「その他市長が必要と認める経費」として補助されている補助金については回議書に明記し、透明性のある補助金交付に努めます。

３０北活第６８号
平成３０年１２月１１日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　桂　川　将　典　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成３０年１２月７日付け３０北監第５９号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜市民活動推進課＞

１　【指摘事項】

⑴　庶務事務について

男女共同参画推進事業開催業務において、実行委員会が受託する事業の事務を市民活動推進課が事務局として行っているが、事務局が作成する執行伺に支出元として市の予算科目が記載されていた。

⑵　補助事業について

自治会集会施設建設等補助金について、支出負担行為が起票されていなかった。また、補助事業が完了したときは完了届及び実績報告書を速やかに市に提出しなければならないが、提出が遅れているものがあった。なお、着手届の記載に整合性がないものがあり、市は監督義務があることから十分に確認し、指導すること。

２　【措置状況】

⑴　指摘事項については、支出元の記載を市の予算科目から実行委員会の予算科目へ訂正し、是正しました。

⑵　指摘事項については、今後支出負担行為に係る事務処理を適正に行います。また、完了届及び実績報告書の速やかな提出について指導し、着手届は是正しました。